



Q 妻が今年9月に出産予定です。雇用保険の育児休業給付金の支給率が4月に引き上げられたと

A 雇用保険の育児休業給付は、育児による休業中に給付金を支給すること月に引き上げられたとで、育児休業を取得し

のですが、詳しく教えてください。また、夫婦で育児休業を取得した場合はどうなるのでしょうか。

## 雇用保険の育児休業給付金の支給率引き上げ

雇用保険被保険者やすくし、職業生活の円滑な継続を促進することを目的としています。改正され、今年4月1日以降に育児休業を開始してから180日間まで支給率が休業の就業日数がある場合に、子供が1歳に達する日の前日までの休業に対しても給付金を支給します。ただし、1歳後であっても保育所における保育が行われないなどの場合は1歳6カ月まで、夫婦で休業する場合は1歳2カ月まで対象となります。(給付金の支給限度期間があります)。受給に当たっては他にも要件があります。詳細は鳥取労働局職業率は、制度創設時は休業開始前の賃金の25%でしたが、その後50%をさせてください。